

青少年ふくしま

福島県青少年育成県民会議
第63号
令和元年7月16日



皆様には、福島県青少年育成県民会議の事業に対しまして、日ごろより、温かい御支援や御協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

青少年を取り巻く社会環境の大きな変化に伴い、社会生活を営む上で困難を抱える青少年や子どもへの虐待防止対策など、青少年をめぐる様々な課題が浮き彫りになっております。こうした中、青少年が心身ともに健康で社会に参画できるよう、家庭・学校・地域において、大人が青少年の生活や考え方に理解を深め、自立を支える取組が必要です。

当県民会議は、各市町村民会議、関係機関・団体、企業、NPO の皆様との緊密な連携のもとに、青少年健全育成のために諸活動を展開してまいりますので、皆様の御理解、御支援、御協力をお願いいたします。

令和元年度 福島県青少年育成県民会議について

組織

【役員】

- ・会長:内堀 雅雄[福島県知事]
- ・副会長:富田 孝志[(公財)福島県青少年育成男女共生推進機構理事長]
小林 清美[(一財)福島県婦人団体連合会会長]
- ・理事:11名[鈴木登三雄常勤理事は福島県青少年会館館長と兼務]
- ・監事:2名

【会議員】

- ・関係行政機関、学識経験者、青少年育成団体、青少年団体、報道機関 (本年度138団体・個人)



平成30年度「家庭の日」
3・4年生絵画部門最優秀賞
「ひいじいちゃんのたん生日」
国見町立国見小学校 岡田輝瑠さん

重点推進事項

- 1 「大人が変われば、子どもも変わる県民運動」の推進
- 2 「地域の子どもは、地域で見守り育てる運動」の推進
- 3 青少年関係機関・団体との連携の強化
- 4 青少年を取り巻く有害環境対策の推進
- 5 社会生活等において、さまざまな困難を有する子ども・若者への支援

事業の概要

- ◇ふくしま青少年育成セミナー(各回とも 13:30~15:15)
 - ・第1回 6月22日(土)済
 - ・第2回 7月27日(土)〈食育〉福島大学教授 中村恵子氏
 - ・第3回 10月26日(土)[福島県青少年会館開館40周年事業]
〈青少年育成〉県立医科大学常任顧問(前理事長兼学長) 菊地臣一氏
 - ・第4回 2月15日(土)〈自立支援〉創生医療大学教授 山本佳子氏
- ◇「家庭の日」作品コンクール [募集期間 6/16~9/6]
- ◇福島県青少年育成県民会議会長表彰[11月20日福島県青少年健全育成大会にて表彰]
- ◇第41回少年の主張大会福島県大会 [9月27日(金)サンライズもとみや(本宮市)]
- ◇第42回福島県青少年健全育成推進大会 [11月20日(水)とうほうみんなの文化センター]
- ◇「大人への応援講座」の開設支援[随時]
- ◇「福島県青少年総合相談センター」「福島県子ども支援センター」の運営
[火~土曜日 9:30~17:30 要予約]
- ◇関係機関との連携の強化と広報活動の推進



常勤理事からのメッセージ

生き抜いて欲しい

福島県青少年育成県民会議 常勤理事 鈴木 登三雄

昨年の暮れ、青少年団体の関係者らとの会合の折、一年を振り返ってスポーツ界で最も印象的な活躍をした若手は誰かという話題になったことがある。その場でほぼ一致した答えは、大谷翔平選手だった。話題性や活躍の内容からすれば、納得の結果だろう。

次に話題になったのは、「大谷は男子。それでは女子では？」ということである。答えは一人に集中することなく複数に分かれたが、私も含めて何人かが出した名前が競泳の池江璃花子選手だった。ジャカルタのアジア競技大会で日本人初となる6冠を達成し、大会MVPに輝いたのが強烈に印象深く、2020東京オリンピックでの確かな活躍を予感させてくれていたからである。

そんな池江選手から衝撃的な公表があったのが、今年2月。なんと、白血病のために休養し、治療に専念するというのだ。

その時感じたのは、国民的期待が寄せられる18歳の可憐な少女がとてつもない苛酷な運命を背負う不条理さである。難しい病を医師から告げられたときに当事者や家族らがおそらく抱く、「どうして自分が」、「なぜ大切なあの人が」というような思いである。

ところが、その後に池江選手から発せられたメッセージが胸を打つ。病を公表した翌日、彼女は、全国から寄せられた励ましの声に答えるようにツイッターを更新し、「私は、神様は乗り越えられない試練は与えない、自分に乗り越えられない試練はないと思っています。・・・完治を目指し、焦らず、周りの方々に支えていただきながら戦っていきたいと思います。」と心境を綴ってくれたのだ。

このメッセージからは、病と正面から向き合いながら、それを乗り越えようとする強い意志と健気で前向きな姿勢が伝わってくる。

19歳の誕生日が近づいた最近でも、「退院後の目標を決めてモチベーションを保ちながら、自分を奮い立たせています。」といったメッセージが続いている。

医学の進歩は目覚ましく、昨年ノーベル医学生理学賞を受賞した本庶佑先生の功績に象徴されるように、新たな治療法や新薬の研究開発が日進月歩で進んでいる。それらに伴い、先進医療が標準治療化し、保険適用の対象となる治療法も拡大している。きっと、池江選手には、最高で最善の医療が施されているはずだ。

一方、ガンなどの病に伴う不安やストレスに対処するための治療法の一つとして「生きがい療法」というのがあり、生きがいを持ってポジティブな姿勢で過ごすことが、免疫力や自然治癒力を向上させる可能性があるとも言われている。

いずれにせよ、生きる目標を定め、一日一日を大切にしながら、今できる最善を尽くして、病気や人生の困難に対処していこうとする池江選手の思いは、必ずや叶えられるものと信じたい。

池江選手、どうか病を乗り越え生き抜いて欲しい。東京でなくてもいい、いつの日かまた元気で活躍する姿を見せて欲しい。この若きアスリートの回復と活躍が、病と闘う多くの人とその家族にとっても、この上ない励ましになるものと思えるからである。

「児童虐待を考える」をテーマに 令和元年度 第1回ふくしま青少年育成セミナーを開催

6月22日(土)、今年度の標記セミナーを青少年会館第1研修室において福島県子ども未来局児童家庭課長 菅野寿井様を講師にお招きして、児童虐待の実態と防止対策等について御講演をいただきました。
以下、概要をお伝えします。

1 児童虐待とは

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」で、保護者が児童に対して行う、以下の4種類の行為と規定していて、具体的な内容は以下のとおり。

- 身体的虐待・・・殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、など
- 性的虐待・・・子どもへの性的行為、性的行為を見せる、など
- ネグレクト・・・家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車などに放置する、重い病気になっても病院へ連れていかない、など
- 心理的虐待・・・言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力を振るう(面前DV)など

2 本県の実態について

(1) 児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

- ・ 平成26年度から急増している。(H26-294件、H29-1177件)
- ・ 増加の要因は、心理的虐待が増加したことである(面前DVの認知)。

(2) 児童相談所での虐待相談の内容別件数(H29年度)

- ・ 心理的虐待の件数が最も多く、全体の6割を超えている。
(心理的虐待→身体的虐待→ネグレクト→性的虐待の順になっている。)

(3) 児童相談所での虐待相談の経路別件数(H29年度)

- ・ 警察からの通告が際立ってきている。607件(67.3%)
- ・ 虐待の捉え方、きょうだいへの虐待の捉え方が警察からの通告増加と関連があると思われる。

(4) 年齢別虐待種別対応件数(H29年度)

- ・ 特に3才までが多い。親と一緒に居る時間が多いというのが要因か?

3 背景について

事案の背景というのは様々だが、これから掲げるリスク要因を見ていきたい。リスク要因の多くが当てはまるからといって必ずしも虐待につながるということではない。

(1) 保護者側のリスク要因(保護者の妊娠・出産・育児を通して発生するもの)

- ・ 望まない妊娠、若年の妊娠、子どもへの愛着形成が不十分(早産、子どもの長期入院など)
- ・ 精神障害、知的障害 ・ 保護者自身の被虐待経験(連鎖) など

(2) 子ども側のリスク要因

- ・ 言葉でのやりとりの困難さ、何らかの育て難さを持つ子ども など

(3) 養育環境のリスク要因

- ・ 経済的に不安定な家庭、貧困の中で子育ての負担
- ・ 親族や地域社会から孤立 ・ 未婚を含む一人親家庭 など

(4) その他想定されるリスク要因

- ・ 地元の市町村役場とつながっていない状況 → なかなか状況が把握できない。
- ・ 飛び込み出産 → それまでの経緯が分からないまま出産する。
- ・ 関係機関からの支援の拒否 → 孤立し虐待につながっていくというリスクがある。 など



講師の菅野寿井氏

4 対策について

- (1) **子どもの権利擁護** 体罰によらない子育てや子どもの意見表明を保障する仕組みの検討
- (2) **児童虐待の発生予防・早期発見** 「189」の周知徹底、乳幼児健診未受診者に対する安全確認など
 - 「児童相談所全国共通ダイヤル「189」へ」→「疑い」の時点で通報
- (3) **児童虐待発生時の迅速・的確な対応**
 - 児童相談所の体制強化(職員の増員、機能分化、弁護士・医師等の配置、児童福祉司の増員など)
- (4) **児童相談所の設置促進(現在 4 相談所、3 相談室)**
 - 併せて「子育て世代包括支援センター」「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進
- (5) **市町村の体制強化** 「要保護児童対策地域協議会(要対協)」等、身近なところでの相談の強化
- (6) **DV 対応と児童虐待対応との連携強化等**
- (7) **関係機関間の連携強化等**

- ① 学校、福祉施設、警察との連携
- ② 警察官の児童相談所への配置

- 1 通告の情報元は秘匿するべきである。
- 2 児童相談所、学校、警察等との連携を強化する。
- 3 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意事項を把握する。
- 4 転居した場合の児童相談所における情報の共有を徹底する。
- 5 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携を強化する。



(8) 社会的養育の充実・強化

- ・ 家庭環境上養護を必要とする児童に対して、公的な責任として社会的に養育を行う。
- ・ 施設や里親のところで養育を行うなど、体制の充実・強化が求められている。

参考：里親制度について

里親・・・「再び家庭に戻れるようになるまでの間、愛情をもって、家族のように暮らしていただける方」

- 1 **養育里親** 親に代わって養育する一般的なタイプ。
- 2 **専門里親** 主に虐待を受けた児童を担当する。専門里親研修を修了している。
- 3 **親族里親** 親族が養育にあたる。震災直後に多く見られた。
- 4 **養子縁組里親** 養子縁組を前提として養育する。

【福島県青少年総合相談センター】

子ども・若者の問題について、幅広く相談を受け付けています。一人で悩みを抱え込まず、お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。相談は無料です。

相談方法:電話、面談(要予約)、メール

住所 960-8153 福島市黒岩字田部屋
53-5(福島県青少年会館内)

TEL/FAX 024-546-0006

E-mail

soudan-fukushima@gaaea.ocn.ne.jp

一人で悩んで
いませんか？

【発達についての専門相談】

毎月第3土曜日に実施

予約は青少年総合相談センターへ
※ 豊富な経験を持つ専門相談員が丁寧に相談に応じています。

【福島県ひきこもり支援センター】

(青少年総合相談センター併設)

相談方法:青少年総合相談センターと同じです。

※ ひきこもりの相談に対しては、専門のスタッフが対応しています。

【連絡・問い合わせ先】

住所 〒960-8153 福島市黒岩字田部屋53-5(福島県青少年会館内)

TEL 024-546-0002 FAX 024-546-8311

Mail f-youth@io.ocn.ne.jp HP アドレス <http://www.fukushima-youth.com/>